

相続

Souzoku tsushin

通信

2022
March

03



相続総合支援センター
いわき・相双

〒973-8408
福島県いわき市内郷高坂町砂子田94番地
TEL 0120-98-0444
0246-27-9110

会社の事業だけでなく社長個人の資産管理も考えよう

毎日仕事に忙しい社長個人の資産管理は誰がやればよいのでしょうか。社長個人のお金の問題をどのように管理すべきか、ファミリーオフィス为例に説明いたします。

経営者個人であっても 管理は必要

欧米では、社長個人の資産管理や承継のために、ファミリーオフィスと呼ばれる専属チームを設置するなど、総合的に資産管理や承継が計画、実行されることが一般的です。

ファミリーオフィスとは、家政婦、運転手、経理事務、プライベートの事務手続きなど、社長個人の身の回りの世話をする専門チームのことをいいます。

社長個人のお金は、事業会社のお金と区別しなければいけません。資産管理会社の会計・税務は、事業会社の会計・税務と大きく異なるため、別の顧問税理士を雇うケースもあります。

日本には、このように社長個人の資産管理の体制をしっかり築こうとする考え方ありません。そのため、日本人のほとんどの社長は、資産管理および承継について、効率の悪い資産運用を行い、重い税金を負担してきました。

特に資産運用については、低金利時代に適切な金融商品がなく、多くの社長は、課税繰延べの節税商品や、収益性の低い不動産投資など、無駄な支出を行っています。

一方、資産承継について、社長個人は相続対策を考えなければいけません。遺産分割の問題もありますが、重い相続税の負担も軽視できません。

社長には個人の所得に対して最高税率 55% の所得税等が課されますが、相続時に至って、

最高税率 55% の相続税が課され、子どもに資産承継が行われます。結果的に、次世代にはほとんどお金が残らないのです。

わが国は、世界一資産運用が難しく、世界一資産承継が難しい国と言っても過言ではないでしょう。

このような環境にあるからこそ、社長個人にも手厚い資産管理の体制を構築する必要なのです。しっかりとライフプランと相続対策を考え、戦略的に資産管理を行うべきです。

欧米では、プライベートバンカーや、ファイナンシャル・プランナー、公認会計士が中心となり、社長の資産管理や相続対策を立案し、長期にわたって寄り添い、社長個人のモニタリングを行っています。これがファミリーオフィスと呼ばれるサービスです。

資産管理は、その計画の立案よりも実行後のモニタリングが重要です。当初想定できなかった出来事が発生し、資産価値は大きく変動します。その際に、解決すべき課題をタイムリーに把握しなければいけないのです。

欧米では、このようなファミリーオフィスに注目が集まっており、大手金融機関、会計事務所、法律事務所が、サービス提供を開始しています。

一方、わが国には、社長個人の資産管理を行い、相続対策を立案してくれる専門家の数は多くありません。ファミリーオフィスと呼ばれるサービスが全く普及していないからです。これが最大の問題となります。

個人バランスシート の作成

わが国の富裕層には、戦後の高度成長期を経て資産を蓄積した方々が多く、何代にもわたって資産家として君臨し続けている方々は、欧米ほど多くありません。それゆえ、富裕層の方々において、資産管理や相続対策のノウハウが蓄積されていないのです。

そうは言っても、会社の事業経営に多忙な社長が、個人資産の管理や承継を自ら勉強せよといっても、そんな時間を取ることはできません。

それゆえ、外部の専門家がファミリーオフィスのサービスを提供することが必要となるでしょう。

ファミリーオフィスは、社長個人のお金の管理を行うことを前提として、社長個人のライフプランを立案し、その計画を実現するための手段を実行します。具体的な手段として、金融商品や賃貸不動産での資産運用、生命保険の活用、税金対策があります。

その際、フローの収支を予測するライフプランだけでなく、社長個人の現時点での正味財産を把握するため、個人のバランスシート（家計貸借対照表）を作成します。

【図 個人バランスシートの例】

（単位：万円）

【資産】		【負債】	
現預金	8,415	借入金	4,500
国内株式・ 債券	2,655	未払一次相続税	2,700
海外株式・ 債券	825	未払二次相続税	1,700
投資信託	1,325	（負債合計）	8,900
生命保険	1,320	【純資産】	29,235
不動産	21,780		
自社株式	1,815		
資産合計	38,135	負債・純資産合計	38,135

個人バランスシート の活用法

このような個人バランスシートでは、資産の時価評価を行うべきでしょう。

もちろん、金融資産、土地、自社株の時価が変動するからです。

上場有価証券は、市場価格で評価します。非上場の有価証券や不動産が問題となりますが、これらは相続税評価を行えばよいでしょう。

そうすることで、将来の相続税額との対応関係が明確になるからです。

結果として、資産の評価額の変動に応じて、将来の相続税額も変動します。これによって、相続税対策を立案し、その後のモニタリングを継続するのです。

以上のように、個人バランスシートを使って、金融資産、不動産、自社株式を時価評価し、資産全体を「見える」化することによって、社長個人の最適な資産管理と相続対策を行うことができるようになります。

たとえば、相続税を支払うに足る十分な現預金が無ければ、生命保険を検討する、資産構成が偏りすぎている場合には、資産を分散させて、リスクの低減を図る、遺産分割が心配なときは、分割しやすい資産構成に変えるなど、様々な相続対策を考えることができます。

事業会社の業績が良いほど、社長個人の資産の規模が大きくなり、相続対策の重要性は高くなります。

様々な資産を保有している社長であれば、残すべき資産の優先順位を決めることも必要となるでしょう。

社長個人の資産全体を見渡すことができる個人バランスシート、必ず作成するようにしましょう。

出展：

公認会計士/税理士 岸田康雄著「相続生前対策パーフェクトガイド」
「富裕層のための相続税対策と資産運用」より日本ビズアップが編集

相続争いを回避するポイントを教えてください。

遺言がなければ、民法には 法定分割のルールがあります。

遺言がなければ、民法には法定分割のルールがありますし、遺産分割協議で、問題なく相続がなされる場合もあります。

しかし、逆に言えば、たとえ音信不通で赤の他人同然でも、戸籍上相続人と認められれば、法律に従って、あなたの財産の分け前を要求してくる人物が現れる可能性は否めません。

また、分割が難しい財産がある場合、法定割合どおりに分割して共有するのが、適当でないケースもあり、遺産分割協議がまとまらない場合、家族同士が、家庭裁判所で調停や、審判を受けることにもなります。

そして、法律上の規定には適った遺言書でも、書き方によっては、更なるトラブルを巻き起こす可能性もあります。

(1)遺言内容を明確に書く

「明確に」というのは、意味不明にならないように、2通りに解釈されることのないように、主語・述語とそのつながりをはっきりと、なるべく代名詞を使わないで書く、ということです。

断固として決めておくことが、後に残る者への愛情であり、紛争を避ける道なのです。

(2)遺言の内容を工夫する

遺言書は、本来は結論だけを書けばよいのですが、場合によっては、指定相続分の算定根拠を書いておくということも有効であると考えられます。

①寄与分と遺留分

相続分の配分理由の中には、自分の遺産が現在あることについて、過去にある者の寄与があったことをあげる場合があります。そのような場合には、関係者の納得を得るために、そのような寄与があったことの内容を具体的に書いておくのがよいと考えられます。

寄与分は、民法上、遺産の範囲外の者が、名目上遺産になって残っていたと解釈されるため、遺留分によって支配されない部分となります。したがって、遺言の内容が遺留分に抵触する恐れがある場合には、この寄与分のことを遺言書に記載しておくのが、ひとつのテクニックといえます。

②特別受益財産があるとき

特別受益財産とは、以前に相続人の誰かに対する何らかの贈与であり、相続分の前渡しとみなされます。以前に特別受益財産がある場合には、一部の者又は全員が知らないケースもあるので、公正を期するために遺言書にその旨を記し、相続分や遺留分の決定に資料を提供することは十分に意味のあることと考えられます。また、逆に特別受益財産が無かったことを明らかにするテクニックもあります。

例えば、ある不動産を相続人の一人に売却した等、他の相続人に贈与があったと誤解を受けそうな事実がある場合には、その取引に係る領収書を発行してもよいし、対価があった旨を遺言書に残しておいてもよいと考えられます。